



山形県公報

令和4年10月7日(金)
第344号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……961
- 地域登録検査機関の登録……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(庄内総合支庁農村計画課) ……962
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……963
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 公共測量の実施の変更の通知……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……964

公 告

- 一般競争入札の公告……………(警察本部) ……同

正 誤

告 示

山形県告示第767号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年10月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
特定非営利活動法人やまごや 鶴岡市末広町5番22-201号 (マリカ西館2階) A-3	子ども訪問支援やまごや 鶴岡市末広町5番22-201号(マリカ西館2階) A-3	居宅訪問型児童発達支援	令和4.10.1
特定非営利活動法人やまごや 鶴岡市末広町5番22-201号 (マリカ西館2階) A-3	子ども訪問支援やまごや 鶴岡市末広町5番22-201号(マリカ西館2階) A-3	保育所等訪問支援	同

山形県告示第768号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をした。

令和4年10月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 登録年月日及び登録番号
令和4年9月28日
108

- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
治右衛門株式会社
代表取締役 原田 裕治
鶴岡市福田丁38番地
- 3 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- 4 登録の区分
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域
山形県
- 6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	備考
原田 光基	玄米	国内産農産物に限る。

山形県告示第769号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により定めた県営大楯地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年10月7日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営大楯地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
遊佐町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和4年10月12日から同年11月10日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第770号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和4年10月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和4年10月7日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 玉川沼沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡小国町大字足水中里字樋口310番13から 同 百子沢字後山川前94番2まで	旧	31.0メートル } 14.0	メートル 448
同 上	新	30.2メートル } 5.9	同上

山形県告示第771号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和4年10月7日から同月21日まで縦覧に供する。

令和4年10月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 玉川沼沢線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字足水中里字樋口321番1から
同 百子沢字後山173番27まで
- 3 供用開始の期日 令和4年10月7日

山形県告示第772号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市の一部、上山市の一部、東村山郡山辺町の一部、同郡中山町の一部
- 2 公共測量を実施する期間
令和4年10月3日から令和5年3月24日まで
- 3 作業の種類
公共測量（数値地形図作成）

山形県告示第773号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、置賜広域病院企業団企業長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年10月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
東置賜郡川西町
- 2 公共測量を実施した期間
令和4年4月18日から同年8月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（3級基準点測量）

山形県告示第774号

令和4年4月県告示第321号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、東日本高速道路株式会社東北支社山形管理事務所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和4年10月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する期間
（変更前）令和4年4月1日から同年9月15日まで

（変更後）令和4年4月1日から令和5年3月24日まで

山形県告示第775号

次の開発行為は、完了した。

令和4年10月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和3年10月5日 指令置総建第76号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東置賜郡川西町大字西大塚字横道1332番、横道三1638番8、1638番11
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
山形市緑町一丁目9番30号 山形県住宅供給公社

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新運転者管理システム県独自帳票作成システム構築業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和4年10月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 天童市大字高揃1300 山形県総合交通安全センター 201会議室（2階）
 - (2) 日時 令和4年11月22日（火） 午後2時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
新運転者管理システム県独自帳票作成システム構築業務 一式
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
 - (3) 履行期限 令和5年3月31日
 - (4) 履行場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 令和4年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和4年1月25日付け県公報第275号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴

力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 過去2年以内に国又は地方公共団体と2の(1)の役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高楯1300 山形県警察本部交通部運転免許課電算係
電話番号023(655)2150

(2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部交通部運転免許課電算係で交付するほか、山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

(3) 仕様書の交付場所 仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部交通部運転免許課電算係で交付する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和4年10月28日（金）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月21日（金）午後4時までに山形県警察本部交通部運転免許課電算係に提出するとともに、併せて3の(5)に係る事項を証明する書類を提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め及び個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: Development of form output system for new driver management system : 1 set

(2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. November 22, 2022

(3) Contact point for the notice: Driver's Licence Section, Traffic Department, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 1300 oaza Takadama Tendo-shi Yamagata-ken 994-0068 Japan
TEL023(655)2150

正 誤

発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
令和 4. 6.28	号外 (17)	20	下から7	40,688,726	40,377,843
同	同	同	同	182,417	△128,466